土採取に関する事業の流れ

事　業　主	東　郷　町

申請準備

- 土採取場の調査(他法令関係、関係機関との事前打合せなど)
- 土地所有者等の同意(§7.③)
- 周辺住民・隣接地権者等への説明会開催（§11）
- 隣接地権者等の承諾(規則§6.3.⑸)

事前打合せ（関係課）

例えば

- 都市計画課（土採取規制条例関係）
- 環境課（土質等規制条例関係）
- 農政商工課（農地法、森林法関係）
- 建設課（道路法関係）
- 社会教育課（文化財保護法関係）
- 学校教育課（通学路関係）

土採取事業許可申請(§7.①)

審査（おおよそ１か月必要）

許可・不許可の決定

許可条件の付加(§8.③)

着手の届出(§13)

標識の設置(§15)

書類の閲覧（§12）

報告の徴収（§20）

立入検査等（§21）

説明会開催(§11.①②)

①変更許可が必要なとき
②2/3 以上の隣接地権者又は 2/3 以上の周辺住民の世帯主からの申出があるとき

変更の許可（§9.①）

変更の届出（§9.③）

廃止の届出（§17.①）

休止の届出（§17.①）→ 再開の届出（§18）

地位の承継（§19.②）

完了の届出(§16.①)

現場パトロール